

釧路市市有施設広告事業取扱要領

(趣旨)

第1条 市が所有又は管理する市有施設（本庁舎、支所、出先機関の庁舎及び公の施設等の市が所有又は管理する建物をいう。）における広告事業に関し必要な事項は、釧路市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）及び広告掲載等基準に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(広告媒体となる施設等)

第2条 広告事業を実施することができる市有施設は、所管部長等が決定する。

(広告の規格等)

第3条 広告の形態、規格、掲出位置及び掲出期間は、所管部長等が決定する。この場合において、法令、条例又は規則等（以下「法令等」という。）に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(募集要項等の追加事項)

第4条 所管部長等は、募集要項等を作成するときは、使用許可又は貸付けに関する事項を要綱第4条第1項に掲げる事項に加えるものとする。

(広告事業者による広告募集事務の実施)

第5条 市は、広告募集事務を広告の掲出その他の取扱い業務を行う者（以下「広告事業者」という。）に行わせることができる。この場合において、要綱第7条見出し中「広告代理店」とあるのは「広告事業者」と、要綱第7条第1項中「広告代理業を営む者」とあるのは「広告の掲出その他の取扱い業務を行う者」と、「広告代理店」とあるのは「広告事業者」と、要綱第7条第2項及び第3項、要綱第8条第1項並びに要綱第10条第1項中「広告代理店」とあるのは「広告事業者」と読み替えるものとする。

(行政財産の使用許可等)

第6条 広告主（第5条第1項の規定により広告募集事務を広告事業者に行わせる場合は、広告事業者。以下同じ。）は、行政財産である市有施設に

広告を掲出しようとするときは、釧路市公有財産規則（平成17年釧路市規則第84号。以下「規則」という。）の定めるところにより、行政財産の使用許可を受けるものとする。この場合において、法令等に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 広告主は、普通財産である市有施設に広告を掲出しようとするときは、規則の定めるところにより、使用承認等に係る契約等を締結するものとする。

（使用料等の納付）

第7条 広告主は、広告の掲出に係る使用料等を市長の指定する期日までに、納付するものとする。

（許可の取消し等）

第8条 市長は、要綱第11条により広告の掲出を取り消したときは、規則の定めるところにより、行政財産の使用許可の取消し又は普通財産の契約解除等をするものとする。

（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか、市有施設における広告事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年12月1日から施行する。